

福祉・心理

本間 清子

福祉相談センター
相談判定課
(令和5年度採用)

生まれ育った山形で
自分が学んできたこ
とを活かしたい



ある一日の流れ



8:30

スケジュールとメールの
確認

9:00

療育手帳判定（知能検査）

10:30

療育手帳判定所見作成

12:00

休憩（昼食）

13:15

療育手帳（医学診断）

14:00

一時保護児童と面接

15:15

児童福祉司と家庭訪問

16:45

面接記録作成

17:15

業務終了

人間関係(福祉相談)のスペシャリスト

現在の担当業務は

児童相談所の相談内容は、児童虐待、発達の遅れ、育児不安、非行など多岐に渡ります。児童心理司は面接、心理検査、観察等によって子どもの心理アセスメントを行い、必要に応じた支援をしていきます。子どもや家族を支援していくために、学校・市町村・病院等の関係機関と話し合いをすることもあります。また、知的障害を有する方をサポートするために、県で交付している療育手帳の判定業務も行います。

県職員を選んだ理由は

大学・大学院では心理学を専攻し、講義の中で、様々な心理支援に関する専門機関へ見学に行きました。県内の児童虐待の実情を知ったことで、生まれ育った山形県で自分がこれまで学んできたことを活かして働きたい気持ちがより一層強くなり、県職員を志望しました。

職場の雰囲気は

担当児童の面接をするにあたって、どのような心理検査をとるか、どのように進めていけばよいかなど、困っていることや分からないことを先輩や上司にその都度相談し、助言を受けながら仕事をしています。新しい知能検査が導入された際には、同期や先輩が検査の練習に付き合ってくれます。



判定業務の様子



プレイルームで面接の様子

